

参考資料 8

27. 1. 26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度に係る主な質問事項について

制度全般	問 1 ~ 問 2 (P 1 ~ P 2)
国庫負担・補助	問 3 ~ 問 4 (P 3)

【制度全般】

問1 自立相談支援事業などを直営で実施する場合で、支援員として民間法人の職員を受け入れる場合の法的関係と、当該法人の職員にかかる人件費の取扱いについてご教示願いたい。

(答)

- 法人職員を自治体に受け入れ、自立相談支援事業等を自治体自らが実施する場合においては、通常、自治体職員が業務に関する指揮命令を行うことが多いと考えられるため、基本的に、在籍型出向または労働者派遣という形態で行われることになる。
- なお、在籍型出向では、出向元事業主との間に雇用関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先の自治体との間の出向契約により、出向労働者を出向先の自治体の公務員として任命することを約して行われるものであり、労働者派遣には該当しない。
- 費用については、上記いずれの形態（在籍型出向、労働者派遣）についても、国庫負担・補助の対象経費に含まれる。
(在籍型出向で、地方交付税が措置される正規職員となる場合を除く。)

【参考】各事業の従事者の人材確保の形態例（在籍型出向、労働者派遣）

<出向の場合>

社会福祉法人等他の組織の職員を出向により受け入れる形態。

労働者は、出向先の指揮命令を受ける。

出向元に籍を残したまま、出向先では公務員としての任命行為が必要であり、出向者についての給料を誰が支払うかについては出向契約による。

<労働者派遣の場合>

労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣からの許可等を受けた人材派遣会社から労働者の派遣を受け入れる形態。

労働者は、派遣先の指揮命令を受ける。

派遣労働者はあくまで人材派遣会社に雇用されている者であるため、給料は、人材派遣会社から本人に対して支払われる。

※ 自治体職員と法人の職員との間で指揮命令関係がある場合には、在籍型出向のケースを除き、労働派遣に相当し得ることから、注意が必要である。

詳しくは、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」を参照。

(内閣府公共サービス改革推進室)

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/ukeoi.pdf>

問2 新法施行後、就労準備支援事業等による支援を受けるためには、厚生労働省令に定める資産・収入要件を満たす必要があるが、就労準備支援モデル事業等により支援を受けていた者が、4月1日以降の資産・収入要件を満たさないことが判明した場合の経過措置は設けられるのか。

(答)

- 就労準備支援事業のモデル事業や（一時生活支援事業移行前の）ホームレス自立支援センター等の利用者については、法施行日において、厚生労働省令で定める資産収入要件を満たさない場合であっても、必要に応じて、就労準備支援事業については厚生労働省令の「資産収入要件に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要であると認める者」として、一時生活支援事業については「生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者」に該当する者として、それぞれの事業を利用することが可能である。
- また、住居確保給付金（住宅支援給付）は、申請（当初、延長等）時点の要件により決定し、原則としてその後の収入等の変更により決定内容の変更は行わない。

【国庫負担・補助】

問3 事業ごとに基準額が定められているが、基準額の合計の範囲内で一部の事業においては基準を超えたり、各事業間における経費の流用は認められるか。

(答)

- 御質問の件については、負担金と補助金との相違や事業ごとに補助率が異なることなどから、行うことはできず、各事業はそれぞれ定められた基準額の範囲内で実施していただくこととなる。

問4 自立相談支援事業には、ホームレス対策の実施状況に応じた加算が行われるが、この加算を含む自立相談支援事業の総枠の中で柔軟に執行することが可能か。

(答)

- ホームレスの実施状況に応じた加算措置は、ホームレス対策の重要性とかかり増し経費の大きさに鑑み、基本基準額（※）とは別枠で設定したものであり、その額についても、現在のホームレス支援の実施状況を踏まえ設定したところである。

このような趣旨を踏まえ、ホームレス対策については、支援の継続性にも配慮しつつ、引き続き確実に実施いただくことが必要である。

- ただし、例えばホームレスに対する巡回相談等は、自立相談支援事業におけるアウトリーチ機能と共通・不可分な部分もあるため、効果的・効率的な実施を図る観点から必要な範囲内において、基本基準額とホームレス加算分の総枠の中で柔軟に運用いただくことは可能である。

※ 自立相談支援事業実施対象区域の人口（都道府県の場合は所管町村部の人口）に応じ上限となる基準額。